

**産科医療補償制度における
出産育児一時金等の加算支給
に係る事務取扱要領**

<2016年12月改訂版>



公益財団法人 日本医療機能評価機構
Japan Council for Quality Health Care

はじめに

2009年1月の産科医療補償制度の創設に伴い、本制度に加入する分娩機関（以下、「加入分娩機関」といいます。）の管理下において、制度対象となる分娩（在胎週数22週以降の分娩＜死産含む＞）に対して、各医療保険者等は出産育児一時金等に掛金相当額を加算して支給することとなっています。

これに伴いまして、制度対象となる分娩の場合には、当該分娩が「制度対象となる分娩であることを証明する」所定の印（以下、「スタンプ」といいます。）を押印した領収書を妊産婦に交付いただく取扱いについて、「出産育児一時金の加算給付に関連する事務手続き等の詳細について」（2008年12月18日付産医補償第18号）にてお知らせしております。これにより、医療保険者等は、領収書へのスタンプの押印有無に基づきまして出産育児一時金等の加算可否の判別を行うこととしております。

本冊子は、加入分娩機関におけるスタンプ押印の取扱いについて説明したものです。具体的には、2ページをご覧くださいますようお願い申し上げます。

加入分娩機関の皆様におかれましては、何卒ご協力賜りますようお願い申し上げます。

[お問い合わせ先]

産科医療補償制度専用コールセンター

電話**0120-330-637**＜受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日・年末年始除く）＞

出産育児一時金等の加算支給にかかる事務

加入分娩機関の医学的管理下における分娩（死産を含み、在胎週数22週以降のものに限ります。以下、「制度対象分娩」といいます。）については、出産育児一時金等に掛金相当額（※）が加算されますので、領収・明細書へ制度対象分娩であることを証明する所定の印（スタンプ）を押印の上、妊産婦へ交付してください。

医療保険者等は、領収・明細書上のスタンプ押印に基づいて、出産育児一時金等への掛金相当額の加算有無を判断します。

（※）2009年1月1日～2014年12月31日の分娩の場合、30,000円が加算
2015年1月1日以降の分娩の場合、16,000円が加算

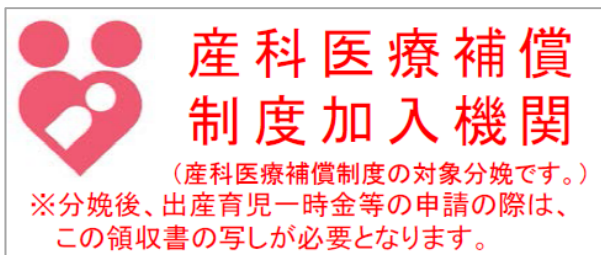
2009年10月1日の「直接支払制度」の開始に伴い、厚生労働省より示されました『「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱』では、妊産婦に対して出産費用の内訳を記した「領収・明細書」の交付（直接支払制度の利用有無に係らず）が必要となります。制度対象分娩の場合には、領収・明細書に、入院日数、費用の内訳、直接支払制度の利用有無等を記載いただき、制度対象分娩であることを証明するスタンプの押印の上、妊産婦へ手交してください。

1

加入分娩機関

自院の医学的管理下における在胎週数22週以降の分娩（死産を含む。）について、妊産婦等に発行する領収・明細書にスタンプ（制度対象分娩であることを証明する所定の印）を押印してください。

◆スタンプ（制度対象分娩であることを証明する所定の印）《イメージ》



注）スタンプを押印する際のインクについては何色でも構いません。ただし、機構が送付したスタンプ以外の使用は不可です。

（実寸サイズは、
タテ2.7cm×ヨコ6.0cmとなります。）

◆制度対象分娩

加入分娩機関の医学的管理下※における在胎週数22週以降の分娩（死産を含む）、すなわち本制度における掛金徴収対象分娩を指します。

※「医学的管理下」とは

管理下とは、分娩機関が自らの医学的管理の下に分娩を取り扱った場合を指し、複数の分娩機関が管理する場合は、基本的に（分娩取扱いの対価である）分娩料を徴収する分娩機関の管理下にあるものとして補償されるものと考えられます。自宅や緊急搬送中の分娩等については、関与する分娩機関、娩出時の状況等に従い、児の不利益とならないよう、個別に検討を行って決定する必要があります。なお、個々のケースについては、分娩機関における医療行為等が分娩管理に該当するか否か、基本的には分娩機関でご判断いただくこととなります。

2

妊産婦等

直接支払制度を利用しない場合、出産育児一時金よりも分娩費用が少ない場合等において、出産育児一時金等を保険者等に申請する際に、申請書類等とともに、スタンプが押印された領収・明細書の写しを各医療保険者等に対して提出します。

3

医療保険者等

各医療保険者等では、当該スタンプが押印された領収・明細書の写しの提出を確認し、掛金相当額を加算して支給します。

Q 1 在胎週数22週以降の死産についても、スタンプを押印する必要があるのか。

A 押印いただきますようお願いいたします。
本制度の掛金徴収対象分娩は全て出産育児一時金等の加算対象となります。（在胎週数22週未満の出産については加算対象となりませんので、登録時にその旨ご説明いただくとともに領収・明細書に押印しないようご留意下さい。）

Q 2 今後、妊産婦等が出産育児一時金等の申請をする際に、スタンプの押印された領収・明細書を提出しないと、出産育児一時金等は受け取れないということか。

A 掛金相当額の加算支給部分が受けられないこととなります。

Q 3 スタンプを破損あるいは紛失してしまった場合はどうすればよいか。

A 速やかに本制度専用コールセンター（0120-330-637）までお問い合わせください。

Q 4 スタンプを追加で請求したい場合にはどうすればよいか。また、同じ文言であれば、独自にスタンプを作成してもよいか。

A 当機構作成の所定の印をご使用ください。初回にご送付差し上げているスタンプで足りない場合には、分娩機関登録内容変更依頼書（ハンドブック事務取扱編の最終ページもしくはWebシステム掲示板に掲載）へ追加スタンプの数をご記入の上、返信用封筒にてご送付ください。

Q 5 押印箇所は領収・明細書でなくてはならないのか。

A 加入分娩機関において出産した妊産婦が、掛金相当額を含む分娩費を支払っていることの証明として、領収・明細書に押印いただくこととしています。（助産制度の利用、受取代理の申請の場合には、請求書に押印し、その写しを医療保険者等に提出いただくようご説明下さい。）なお、口座振替による支払いの場合などやむを得ない場合には、加入分娩機関での出産が証明できる書類（出産証明書類の写しなど）に押印願います。

Q 6 スタンプは領収・明細書のどこに押せばよいのか。

A 領収・明細書（表面）の余白欄に押印いただきますようお願いいたします。
（妊産婦等は領収・明細書の写しを医療保険者等に提出することとなります。）なお、領収・明細書の記載内容に重なっても構いませんが、その場合、分娩費の請求額や妊産婦氏名が読み取れるように押印してください。

Q 7 直接支払制度、受取代理制度を利用する場合にも、スタンプ押印が必要なのか。

A 平成21年1月の制度開始以降、分娩機関の皆様のご協力により、スタンプの運用が定着していると認識しております。そのような中、現時点でスタンプの運用を変更いたしますとかえって混乱を生じかねないこと、また出産育児一時金等の直接払い制度、受取代理制度に際してのみスタンプの押印を省略する運用とした場合、スタンプ押印有無の判断が必要となり、皆様にご不便をおかけすること等を踏まえ、厚生労働省とも協議の上、スタンプの運用を一律継続することといたしました。

スタンプ（制度対象分娩であることを証明する所定の印）取扱規約

（目的）

第一条 医療保険者等から支払われる出産育児一時金等について、産科医療補償制度加入分娩機関の医学的管理下における分娩制度対象分娩に限り、掛金相当額が加算されて支給されることに伴い、加入分娩機関においてその証明を行うこととする。

2 前項に掲げる証明を行うにあたり、加入分娩機関は、妊産婦等に対して発行する領収・明細書又は請求書に、制度対象分娩であることを証明する所定の印（以下、「証明印」という。）を押印することとする。

（本規約の遵守）

第二条 加入分娩機関は、証明印の取り扱いについて、本規約を遵守することとする。

（制度対象分娩）

第三条 制度対象分娩とは、加入分娩機関における在胎週数22週以降の分娩をいい、死産を含む。

（証明印の使用方法）

第四条 加入分娩機関は制度対象分娩について、当該妊産婦等に発行する領収・明細書又は請求書に証明印を押印することとする。

2 証明印は本制度の運営組織である公益財団法人日本医療機能評価機構（以下、「機構」という。）が発行する所定の印を使用することとする。

（証明印の運用）

第五条 前条の運用については、補償開始日以降の分娩を対象とする。

（破損又は紛失等の取り扱い）

第六条 証明印を破損又は紛失等した場合は、機構に対して速やかに連絡を行うとともに、機構が定める書類を提出するものとする。

（脱退時の取り扱い）

第七条 本制度より脱退する場合には、機構へ証明印を速やかに返却することとする。

（証明印の使用にかかる禁止事項）

第八条 制度対象分娩以外の分娩について、証明印を押印してはならない。

2 証明印は、他の機関に対して譲渡又は貸与してはならない。

3 証明印は、機構の許可なく文言、規格等を変更してはならない。

（本規約の変更）

第九条 本規約は、機構が必要と認めた場合に、第一条の目的の範囲内において変更することができる。

2 前項の場合において、加入分娩機関に不利益となる変更を行う場合に限り、機構はあらかじめ加入分娩機関に対して相当期間内に変更内容を通知するものとする。

（平成二十年十二月制定）
（平成二十一年九月一部改訂）
（平成二十三年四月一部改訂）
（平成二十六年一月一部改訂）

《 メモ 》

